

# 全銀協TIBORの頑健性等向上に向けた 最近の取組み

2022年9月9日



## ○ はじめに ～本日のご説明内容～

- 当運営機関は、国際的な金利指標改革の要請・提言を踏まえ、全銀協TIBORの透明性・頑健性・信頼性の維持・向上に向けた「全銀協TIBOR改革」（ウォーターフォール構造の導入等）を2017年に完了。同改革等により、指標運営機関が遵守すべきとされる「IOSCO原則」を遵守していると評価。
- 一方、全銀協TIBORのより一層の透明性・頑健性・信頼性の向上を図る観点からは、同原則7（データの十分性）および原則13（移行）に関して一部課題を認識。このため、これら課題の解消に向けた取組みを「全銀協TIBOR改革Next」と呼称し、対応を継続中。
- 直近では（第1回金利指標フォーラム以降）、その一環として「全銀協TIBORエクスポージャー調査」の結果概要を公表および「全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議」を実施中。
- 本日は、上記2点の概要を中心にご説明させていただきます。

### 【留意事項】

- 本資料（「1.」、「2.」の内容）は、当運営機関より公表した「[全銀協TIBORエクスポージャー調査の結果概要の公表について（2022年5月31日）](#)」および「[『全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議』の公表について（2022年8月1日）](#)」において掲載している資料から抜粋、加工したものです。
- 当運営機関が公表した内容の詳細については、前述の公表資料よりご確認ください。

# 1. 全銀協TIBORエクスポージャー 調査の結果概要について



# 1. 全銀協TIBORエクスポージャー調査の結果概要について

## (1) 調査の実施背景および概要

- 当運営機関は、全銀協TIBORを参照する金融商品・取引等の残高等を把握し、より利用実態に即した各種検討を可能にすることを目的として、277先の金融機関（銀行・証券・保険等）を対象とした「全銀協TIBORエクスポージャー調査」を実施し、その結果概要を公表（2022年5月31日）。

### 【調査内容の概要】

調査基準日	2021年12月末
調査対象先	計277先 主要行等 9先（みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、新生銀行、あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行） 地域銀行 100先 その他の銀行等 39先（主要行等に含まれない信託銀行8先、新形態銀行等12先、外国銀行支店16先、ゆうちょ銀行、農林中央金庫、信金中央金庫） 証券会社 33先（国内19先、外国14先） 保険会社 96先（生保42先、損保54先）
主要調査項目	■ユーロ円TIBORまたは日本円TIBORを参照する貸出・債券・デリバティブ取引等の残高（想定元本）および件数。 ■加えて、ユーロ円TIBORについては、残高（想定元本）および件数のうち、満期が2024年12月末超となるもの。

# 1. 全銀協TIBORエクスポージャー調査の結果概要について

## (2) 調査結果の概観

- ユーロ円TIBORを参照する契約の残高／件数については、「デリバティブ」での利用が大宗であるほか、「貸出」における利用についても一定の規模があることが確認された。また、「貸出」および「デリバティブ」においては、その満期がユーロ円TIBORを廃止する場合の想定時期としている2024年末を超えるものが4～7割程度存在することが確認された。
- 日本円TIBORを参照する契約の残高／件数については、「貸出」および「デリバティブ」での利用が中心であることが確認された。

### ①ユーロ円TIBOR（全業態合計,2021年12月末）

科目・内訳	残高(兆円)	件数 (件)
<b>運用</b>	<b>3.8</b>	<b>2,725</b>
うち貸出	3.8	2,716
満期2024年末超	1.6	1,397
うち債券	0.02	9
満期2024年末超	0.02	9
<b>調達</b>	<b>0.004</b>	<b>9</b>
うち債券	0.004	9
満期2024年末超	0.004	9
うち保険商品	0	0
満期2024年末超	0	0
<b>デリバティブ（想定元本）</b>	<b>347.7</b>	<b>30,688</b>
満期2024年末超	206.1	21,532
うち店頭取引(ISDA準拠)	345.1	30,307
満期2024年末超	205.4	21,368

### ②日本円TIBOR（全業態合計,2021年12月末）

科目・内訳	残高(兆円)	件数 (件)
<b>運用</b>	<b>120.3</b>	<b>291,128</b>
うち貸出	119.8	290,824
うち債券	0.5	304
<b>調達</b>	<b>0.5</b>	<b>1,119</b>
うち債券	0.4	87
うち保険商品	0.1	1,032
<b>デリバティブ（想定元本）</b>	<b>180.4</b>	<b>47,187</b>
うち店頭取引(ISDA準拠)	158.4	27,309

## 2. 全銀協TIBORのフォールバックに係る 論点に関する市中協議について



## 2. 全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議について

### (1) 経緯

- 当運営機関は、2017年に実施した「全銀協TIBOR改革」以降も、さらなる透明性・頑健性・信頼性の向上に向けた取組みを継続。
- この内、IOSCO原則の「原則7（データの十分性）」と「原則13（移行）」において認識している一部課題の解消に向けた取組みを「全銀協TIBOR改革Next」と呼称しており、「全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議」も同取組みの一環として実施（詳細は次頁）。

### ■ 全銀協TIBORや金利指標改革に関する主な経緯（2012年以降）

年月	主体	内容
2012年	—	LIBOR不正操作問題が明らかに
2013年7月	IOSCO	「金利指標に関する原則の最終報告書（IOSCO原則）」を公表
<b>2014年4月</b>	<b>JBATA</b>	<b>全銀協TIBOR運営機関設立</b> （当運営機関による全銀協TIBORの公表開始）
2015年5月	金融庁	全銀協TIBORを特定金融指標に指定／当運営機関を特定金融指標算出者に指定
<b>2017年7月</b>	<b>JBATA</b>	<b>「全銀協TIBOR改革」の実施</b> （呈示レート算出・決定プロセスの統一・明確化（ウォーターフォール構造を導入））
2018年1月	IOSCO	「指標利用者へのステートメント」を公表
<b>2018年10月</b>	<b>JBATA</b>	<b>市中協議「日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る方向性について」を公表</b>
<b>2019年5月</b>	<b>JBATA</b>	<b>市中協議（2018年10月）の結果を公表</b> （「日本円TIBORを維持し、ユーロ円TIBORを廃止する」案を現時点における最も有力な選択肢として検討を進めること等）
<b>2021年3月</b>	FCA	LIBORの公表停止および指標性の喪失予定時期に関して声明を公表
	<b>JBATA</b>	<b>「ユーロ円TIBORを廃止する場合の実施時期は2024年12月末になると想定する」ことを公表</b>
2021年12月	IBA	LIBOR公表停止／指標性喪失（米ドルLIBORの主要テナーを除く）
<b>2022年8月</b>	<b>JBATA</b>	<b>【本件】「全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議」を公表</b>

✓ 2017年7月以降の赤枠の取組み等を「全銀協TIBOR改革Next」と呼称しています。

## 2. 全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議について

### (2) 市中協議の実施背景

- 本市中協議では、特に「原則13（移行）」の課題に着目し、フォールバック・レート等に関する論点を検討（同市中協議結果の公表により、同原則の残存課題の解消に繋がると考えている）。

#### ■ IOSCO原則の自己評価※における課題認識と、同課題に対する対応方針

原則の内容	課題認識（自己評価の概要）	対応方針
<p><b>原則13</b> <b>移行</b></p> <p>運営機関は、指標の停止の必要性に対応するため、明確な方針書と手順書を整備すべきである。指標停止の可能性に対応する運営機関の方針書と手順書には、運営機関が妥当かつ適切であると判断した場合、信頼性が高い代替指標を選択するための基準等を含めることが考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当運営機関では、代替指標への移行に向けた方針書・手順書を2020年3月に制定済。</li> <li>✓ <b>全銀協TIBORの適切な代替指標（フォールバック・レート）の検討は未済。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>本市中協議を通じて、フォールバック・レート等に関する論点の検討を実施</b>（同市中協議結果の公表をもって、原則13の残存課題の解消に繋がる見込み）。</li> </ul>
<p><b>原則7</b> <b>データの 十分性</b></p> <p>指標の決定に使用するデータは、指標が計測する「価値」を正確かつ高い信頼性をもって反映するのに十分であるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「ユーロ円TIBOR」の呈示レートが、評価対象市場（本邦オフショア市場）のデータで決定される割合が低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「日本円TIBORを維持し、ユーロ円TIBORを廃止する」案を現時点における最も有力な選択肢として、所要の検討を進めていく予定。</li> </ul>

※ IOSCO原則の遵守状況の自己評価について、詳細は「[金融指標に関するIOSCO原則（19原則）の遵守状況について](#)」を参照。



## 2. 全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議について

### (3) 市中協議の検討範囲

- 本市中協議では、全銀協TIBORを参照するキャッシュ商品（貸出・債券）を対象として、そのフォールバックに関する論点について、LIBORやEURIBORに関する各法域の検討体における推奨内容のほか、ISDAにおけるデリバティブに関する整理内容等を踏まえて、検討を実施。

#### ■ 市中協議の検討範囲

項目		検討範囲	
対象とする金利指標		日本円TIBOR	ユーロ円TIBOR
		✓ 現時点において何ら公表停止について検討されていないが、当該指標の頑健性の向上に資することを念頭に、検討する。	✓ ユーロ円TIBORを廃止する場合、その実施時期を2024年12月末と想定していることを踏まえ、当該指標の秩序ある廃止に資するよう、検討する。
対象とする商品		原則として国内法準拠のキャッシュ商品（貸出・債券）※ *デリバティブ取引は対象外（ISDAにおいて整理済）	
対象とするフォールバックに関する論点			
トリガー		全銀協TIBORの公表停止や、同指標を金融商品・取引における変動金利の指標として利用することが不適切となる状況を念頭に置いたトリガー（日本円TIBOR・ユーロ円TIBOR共通）	
後継金利	フォールバック・レート	トリガーに該当した場合に、適切かつ利用可能な金利指標として、 <u>日本円TIBOR</u> に代わって参照し得る金利指標	トリガーに該当した場合に、適切かつ利用可能な金利指標として、 <u>ユーロ円TIBOR</u> に代わって参照し得る金利指標
	スプレッド調整	可能な限り、 <u>日本円TIBOR</u> とフォールバック・レートとの間の差異を調整する（価値の移転を最小化する）ために合理的と考えられる計測手法や調整手続き	可能な限り、 <u>ユーロ円TIBOR</u> とフォールバック・レートとの間の差異を調整する（価値の移転を最小化する）ために合理的と考えられる計測手法や調整手続き
(市中協議の対象外) その他の論点		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 会計上の論点</li> <li>✓ 全銀協TIBORを変動金利の決定方法とする金利清算スワップ約定に関する論点</li> <li>✓ ユーロ円TIBORを参照する金利先物およびオプション</li> </ul>	

※ 別段の記載がない限り、貸出・債券を区別せずに検討を行っている。

## 2. 全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議について

### (4) 当運営機関の考え方に係るまとめ

- 本市中協議では、フォールバックの各論点（トリガー、フォールバック・レート、スプレッド調整）について、候補や設定方法等に関する「当運営機関の考え方」を提示し、その賛否（およびその理由）について意見照会を実施。

#### ■ 当運営機関の考え方に係るまとめ

対象とする金利指標		日本円TIBOR（日本円TIBORからのフォールバック）	ユーロ円TIBOR（ユーロ円TIBORからのフォールバック）
トリガー		✓ 当運営機関が全銀協TIBORの公表停止または公表停止予定を発表する場合を想定した「公表停止トリガー」を、フォールバック条項に最低限設定することが一案として考えられる。	
後継金利			
フォールバック・レート	候補	【候補1】TONA複利（後決め） 【候補2】ターム物RFR	【候補1】TONA複利（後決め） 【候補2】ターム物RFR 【候補3】日本円TIBOR
	設定例	✓ フォールバック条項における設定方法（例） 【設定例1】TONA複利（後決め） 【設定例2】（第1順位）ターム物RFR （第2順位）TONA複利（後決め）	✓ フォールバック条項における設定方法（例） 【設定例1】TONA複利（後決め） 【設定例2】（第1順位）ターム物RFR （第2順位）TONA複利（後決め）
	その他論点	✓ ユーロ円TIBORは、フォールバック・レートの候補として含めないことが適当、と考えられる。	✓ 日本円TIBOR（候補3）は、契約当事者間の合意にもとづき、フォールバック・レートとして利用することについては当然に妨げられないと考えられる。
スプレッド調整		✓ 日本円TIBORのフォールバック時のスプレッド調整手法の考え方（フォールバック・レートとの組合せ） 【フォールバック・レート】TONA複利（後決め）、ターム物RFR 【スプレッド調整手法】過去5年中央値アプローチ※ ※ただし、同アプローチは直近の相場動向のみにもとづいた算出手法と比べるとスプレッド調整値の水準に一定の段差が生じ得ることから、契約当事者間で留意する必要がある。	✓ ユーロ円TIBORのフォールバック時のスプレッド調整手法の考え方（フォールバック・レートとの組合せ） 【フォールバック・レート】TONA複利（後決め）、ターム物RFR 【スプレッド調整手法】過去5年中央値アプローチ※ ※同左（ただし書きを参照）。 【フォールバック・レート】日本円TIBOR 【スプレッド調整手法】当事者合意にもとづき設定

## 2. 全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議について

### (5) 今後のステップ

- 本市中協議は、9月30日（金）で意見照会を終了した後、2022年度内にその結果を公表予定。
- その後、2023年度には、2024年12月末でのユーロ円TIBOR公表停止の実施可否に関する市中協議を公表し、市場参加者のご意見をお伺いする予定。

#### ■ 当運営機関の考え方に係るまとめ

今後の主な予定		期間／予定時期	内容等
(1)	本市中協議の意見照会期間	9月30日（金） （必着）	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 意見照会事項の詳細は、市中協議本文（P.45～52）を参照。</li><li>✓ 一部の質問に対してのみご回答いただくことも可能（その場合、ご意見がない質問については「意見なし」を選択のうえ、「理由」欄は空欄）。</li></ul>
(2)	本市中協議の結果公表	2022年度内 （予定）	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 市中協議の結果公表と同時または後日に、「全銀協TIBOR業務規程」などの関連諸規程を必要に応じて改正する予定。</li></ul>
(3)	ユーロ円TIBOR公表停止の実施可否に関する市中協議を実施予定	2023年度内 （予定）	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 当運営機関は「ユーロ円TIBORの廃止」を最も有力な選択肢として検討を進めているが、それを実施する場合の時期は2024年12月末になると想定。</li><li>✓ なお、当運営機関は「全銀協TIBOR業務規程」の第51条において、全銀協TIBORの恒久的な公表停止を行う場合にはその実施の6か月以上前に公表停止の時期等を公表する旨を定めている。</li><li>✓ ついては、2024年12月末でのユーロ円TIBORの公表停止の実施可否に関してご意見をお伺いする市中協議は、2023年度内に行う予定。</li></ul>

# 3. おわりに



- 当運営機関は全銀協TIBORの改革に関する情報発信の一環として、特設ページをウェブサイト上に新設（日・英）。
- 本日の内容を含め、これまでの改革の取組み等をまとめているほか、今後の検討進捗に応じて順次更新を予定。

## ■ 全銀協TIBORの改革に関する特設ページのご案内（日本語・英語）

一般社団法人  
**全銀協TIBOR運営機関**  
JBA TIBOR Administration

サイト内検索

ホーム 全銀協TIBORとは 全銀協TIBORレート **全銀協TIBOR改革** 関連規程 法人情報

ホーム ▶ 全銀協TIBOR改革

### 全銀協TIBOR改革

- ➔ 全銀協TIBORの改革
- ➔ エクスポージャー調査
- ➔ ユーロ円TIBORを巡る動向
- ➔ 英語版

#### 全銀協TIBORの改革

全銀協TIBORの透明性・頑健性・信頼性を高めるため、2017年7月に実施した「全銀協TIBOR改革」および同改革以降にさらなる頑健性の向上等を図るために実施している「全銀協TIBOR改革Next」に関する取組みについて紹介します。

#### 更新情報

- ・ 2022年8月1日 「ユーロ円TIBORを巡る動向」、「国内外の動向」を更新しました。
- ・ 2022年6月30日 「全銀協TIBOR改革」を開設しました。

#### 全銀協TIBOR改革

2012年に明らかになったLIBOR（London InterBank Offered Rate）不正操作問題を契機として、世界各国・地域の監督当局等から構成される証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions : IOSCO）

**苦情・相談窓口**

全銀協TIBORに関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情をお受け付けいたします。

**JBA 一般社団法人 全国銀行協会**